

税

令和4年度の の申告



1月中旬に発送される「申告の案内」を確認して書類などの事前準備を

イー タックス e-TAXが 便利です

◎パソコンやスマートフォンから申告できます

パソコンやスマートフォンで所得税の確定申告ができる「e-Tax」。利用するには、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要ですが、ID・パスワードを取得して利用することもできます。

ID・パスワードの取得方法などの詳しい内容は、お問い合わせください。

◆問い合わせ 宮古税務署
個人課税部門(☎62-1921)へどうぞ。

◎申告会場は町中央公民館のみ
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、今年も申告受け付けは、町中央公民館小ホールのみで行います。豊間根地区や船越地区には行政バスを運行します。申告受け付けの日程や時間、行政バスの運行などの詳細な内容は、広報やまだ1月15日号に掲載しますのでご確認ください。

◎簡易申告は郵送で提出を

簡易申告は、感染症対策のため郵送での受け付けのみとします。

1月中旬に発送予定の申告案内

内文書に同封する返信用封筒での提出をお願いします。

◎その他のお願い

・会場での混雑を避けるため、できるだけ各世帯1名での来場をお願いします。
・入場する際には、マスクの着用や手指消毒、検温、問診票の記入にご協力ください。
※体温や体調によっては、その日の申告をお断りする場合があります。

・会場では、定期的に換気を行うため、気温が下がることが予想されます。十分な防寒対策をしてご来場ください。

間もなく町県民税兼国民健康保険税の申告と所得税の確定申告の時期を迎えます。申告には、収入や経費、各種所得控除を確認するため、給与・年金の源泉徴収票や事業経費の領収書などが必要です。1月中旬に「申告のご案内」を発送しますので、事前に必要な書類などを確認して申告を行ってください。

◆問い合わせ 町税務課町民税係(☎82-3111内線111、112)へどうぞ。

令和4年度 町県民税

簡易申告制度の利用を

町では、町県民税の申告で簡易申告を受け付けます。前年の申告内容を参考に、該当すると思われる人には1月中旬に申告書を送付しますので、必要事項を記入し、郵送で提出してください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、対面での受け付けは行いません。

※申告書が送付されない場合でも、令和3年中の収入が左記の条件に該当する人は簡易申告ができます。

▽該当者 昨年1年間(令和3年1月1日から12月31日まで)の収入が次のいずれかに該当する人

・収入が無かった人
・給与だけの場合 給与収入の合計が93万円以下の人

・公的年金と給与だけの場合は、
▼65歳以上：年金収入が11

0万円以下で、給与収入が55万円以下の人

▼65歳未満：年金収入が60万円以下で、給与収入が55万円以下の人

※年齢は令和4年1月1日現在
※遺族年金や障害年金の申告は不要

所得が無い人も 申告が必要です

昨年1年間で所得が無かった人や収入が少なく所得税や町県民税がかからない人でも▼国民健康保険税の税額算定▼所得証明書や課税証明書の交付▼公営住宅料や保育料の算定▼高額医療費の負担区分の設定——のため申告が必要です。

申告をしなかった場合には、国民健康保険税の軽減措置などを受けることができなくなりま